相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県砺波市中野二九七番地、最後の住所富山市新根塚町三丁目三番地六

被相続人　亡　南部　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月七日

事務所富山市磯部町二丁目三番二六号

相続財産管理人　弁護士　栗本　正貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県中巨摩郡田富村山之神八〇六番地、最後の住所山梨県中巨摩郡小井川村二三番戸

被相続人　亡　小林嘉市郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月七日

山梨県甲府市中央一丁目九番六号青柳ビル二階あおぞら法律事務所

相続財産管理人　弁護士　関　二三雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県多治見市西坂町五丁目一一七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　松長　毅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月七日

事務所岐阜県多治見市本町一丁目八〇番地

大岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大岡　**塚**美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中川区高畑二丁目一七〇番地、最後の住所愛知県名古屋市港区惟信町四丁目二九番地の一

被相続人　亡　加藤　太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月七日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一三番一号セプトン丸の内ビル六階

相続財産管理人　弁護士　熊田登与子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府福知山市字天田二六五番地、最後の住所京都府福知山市字篠尾一〇五八番地の三

被相続人　亡　堂北　識

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月七日

京都府福知山市字天田小字犬丸二三五番地の一　三右衛門ビル二階

相続財産管理人　弁護士　綿島　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県三豊市豊中町笠田笠岡五〇三番地一、最後の住所大阪市天王寺区大道五丁目七番四号

被相続人　亡　酒井　泰男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月七日

大阪市中央区平野町二丁目二番一三号マルイト堺筋ビル三階

相続財産管理人　弁護士　尾熊　弘之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県美祢市大嶺町東分九四四番地二、最後の住所山口県美祢市大嶺町東分九四四番地の一

被相続人　亡　宮崎　博義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月七日

山口県宇部市新天町一丁目二番三八号林司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　林　萬守

無縁墳墓等改葬公告

宅地造成工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年九月七日

一　墳墓等所在地　東京都世田谷区下馬五丁目三二番地（登記上の住所表記　東京都世田谷区下馬五丁目八五二）

一　墳墓等の名称　下馬・横山墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　横山なを

一　改葬を行おうとする者　東京都世田谷区下馬六―二一―一八　下馬・横山墓地管理会　代表　横山　弘

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年９月７日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①丸天産業有限会社　②東京都知事(13)6037　③取締役　山本康雄　④東京都江戸川区松島二丁目７番２号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都江戸川区松島二丁目７番２号　丸天産業有限会社　取締役　山本つや子

①有限会社大石商事　②東京都知事(9)34950　③代表取締役　渡**邉**和子　④東京都板橋区徳丸７丁目21番15号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都板橋区徳丸７丁目21番15号　有限会社大石商事　代表取締役　渡**邉**和子

①野州工業株式会社　②神奈川県知事(10)8279　③代表取締役社長　大島廣史　④川崎市川崎区桜本１丁目12番１号　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦川崎市川崎区桜本１丁目12番１号　野州工業株式会社　代表取締役社長　大島廣史

①株式会社タカハシ　②奈良県知事(2)3534　③代表取締役　高橋宏之　④奈良県奈良市三条大路１丁目５―21　⑤1000万円　⑥奈良県知事　⑦奈良県奈良市三条大路１丁目５―21　株式会社タカハシ　代表取締役　高橋宏之

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十三年九月七日

一、墳墓等所在地　神奈川県鎌倉市笛田三丁目二九番二二号

一、墳墓等の名称　佛行寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　神奈川県鎌倉市笛田三丁目二九番二二号　宗教法人佛行寺　代表役員　立野　正泰